

令和8年第10回沖縄県教育委員会（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和8年7月23日 午後3時開会

午後3時57分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 半嶺 満	委 員 宮城 光秀	委 員 辻上 弘子
委 員 小濱 守安	委 員 大城 進	

(2) 欠席委員

委 員 上里 佐代

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教 育 管 理 統 括 監 事	池原 勝利	教 育 指 導 統 括 監 事	崎間 恒哉
参 事	平田 直樹	参 事	城間 優
総 務 課 長	大城 司	教 育 支 援 課 長	宮野 賢行
学 校 人 事 課 長	東 哲宏	学校人事課県立学校人事管理監	上原 令
学校人事課小中学校人事管理監	古謝 将史	県 立 学 校 教 育 課 長	屋良 淳
文 化 財 課 長	米須 薫子		

4 議事関係

(1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。開会后、令和8年7月15日付けで教育委員に就任した大城進委員が就任挨拶を行った。

【大城進委員就任挨拶】

○大城委員 現下、予測困難な時代を生きる子どもたちに必要な力を育むため、教育DXの推進や働き方改革など様々な改革の取組が現場で進められています。そして、私ども教育に携わる者として、夢や希望のもてる社会を築いていく鍵は、これからも教育において他にないものと確信しております。そうした中、今年度からの4年間は重要な分岐点だと指摘する識者も少なくありません。すなわち、4年後の2030年度からの次期学習指導要領では、多様な子どもに応じた学びや探究活動、生成AIやICTの活用といった学びの革新を通じて、よりきめ細かな指導の実現が期待されています。このような大きな教育の転換期に、引き続き委員としての任をお受けするにあたり、改めてその使命と責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。関係者の皆様のご期待とご負託にお応えできるよう、誠心誠意努めてまいります。最後に、委員として、庁内各課や事務局並びに委員の皆様と連携を図りながら、本県の未来の創り手となる子どもたちの健やかな成長と豊

かな学びの実現に向けて、教育長をしっかりとお支えしてまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第3号、議案第4号及び議案第5号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和8年第9回議事録の承認

全会一致で、令和8年第9回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が小濱委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項1 令和9年度沖縄県立特別支援学校高等部（高等支援学校等・専攻科）入学定員について

【説明（県立学校教育課長）】

令和9年度沖縄県立特別支援学校高等部（高等支援学校等・専攻科）入学定員について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 特別支援学校高等部の入試事務関連でお尋ねします。特別支援学校高等部入学者選抜一般入学において、仮に報告の希望校に不合格となった生徒が、空き定員のある県立特別支援学校高等部の第二次募集に引き続き出願することについて、県立高校入学者選抜における第二次募集と同様の取扱いかどうか。また、相違点がある場合には、その内容についてご教示ください。

○県立学校教育課長 まず、第二次募集の手続や時期については、高等学校の入試における第二次募集と同じであります。相違点につきまして、特別支援学校への第二次募集には、事前に志願前相談を受けていることという条件が課されます。

○大城委員 わかりました。報告の高等支援学校等の昨年度志願状況では、大平特支久米島高分教室は当地区の対象となる生徒数が限られていることを十分承知しています。しかし、人数の多少にかかわらず、当地域の全ての生徒が必要な支援を受けられる体制が重要です。その上で、多くの学校では一般入学志願者数が定員を上回っていました。また、過去に視察した県立高校に併設された高等支援学校でも、生徒が生き生きと学んでいました。障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現には、共に学び、交流する機会が重要です。こうしたことから、所管課等におかれましては、特別支援学校や地域の

小中学校の特別支援学級の状況を丁寧に把握していただき、その結果を踏まえて、知的な特性を持つ生徒一人一人が持てる力を発揮し、成長できる高等部の教育環境の一層の充実に、引き続きご尽力くださいますようお願いいたします。

報告事項２ 史跡の追加指定及び天然記念物の指定解除についての報告

【説明（文化財課長）】

史跡の追加指定及び天然記念物の指定解除について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 今回の国の追加指定２件は、地方のグスクや琉球国時代の公道、土木技術を通して、琉球国成立や中世・近世琉球史を新たな視点で捉え直す契機となります。今年は首里城正殿の再建と公開の大きな節目の年でもあります。本県の高校生には、日本の大切な財産として沖縄の歴史と文化を見直し、これらの史跡を近世琉球期の史実として学んだ上で、日本語と英語で訪問客に簡潔に説明できる力を身に付けてほしいと願います。一方、国指定天然記念物「久米の五枝のマツ」が、松くい虫被害により枯死し、指定解除に至ったことは誠に残念であり、久米島町民の皆様のご心情はいかばかりかと拝察いたします。なお、久米島町では国の研究機関と連携し、接ぎ木などにより、五枝のマツのクローン苗を育成していると承知しております。つきましては、その進行状況を含めた関連情報についての情報共有をお願い申し上げます。

○文化財課長 県農林水産部森林管理課は、令和５年度に久米島町教育委員会に対して、国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センターを紹介しているとのこと。こちらの方で巨樹や名木等の遺伝資源のクローン増殖などの取組を行っていると聞いております。久米島町教育委員会においては、そこにクローン苗の作成を依頼し、令和８年２月時点においては、クロマツを台木としたクローン苗を１本、リュウキュウマツを台木としたクローン苗を１０本、育成中ということでございます。このまま生育が順調に進めば、クロマツ台木のクローン苗については、令和８年春以降に里帰りが可能であると聞いておりますが、まだ来ておりません。やはり島内の松くい虫被害の状況に鑑みて、里帰りの時期は慎重に判断する必要があると聞いております。

○大城委員 将来、久米島のどこかで、五枝のマツの子どもといえる木が公開され、景観や象徴として受け継がれ、地域活性化にも繋がることを期待します。最後に所管課におかれては、引き続き貴重な文化財を適切に保護・活用し、次世代へ継承していくことを強く望みます。

(6) 議案審議

議案第１号 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

【説明（教育支援課長）】

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則につい

て、資料に基づき説明を行った。

【質疑等】

○大城委員 今回の条例施行規則の改正につきまして、第6条関係の授業料等減免申請書（第1号様式）について確認いたします。当規定では、「当該者に保護者等がいるときは、当該保護者等と連署した申請書を提出するものとする」とされていますが、18歳で成年に達している生徒の場合の取扱いについてご教示ください。具体的には、保護者等との連署の可否や連絡先欄の記載方法について、標準的な対応をお示しください。

○教育支援課長 保護者等については、先ほど14ページでご説明申し上げました令和8年改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に、保護者は学校教育法第16条に規定する保護者と定義されており、これは親権者又は親権を行うものでないときは未成年後見人を指しています。その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者については、具体的には生徒又は生計維持者のことをいうとされております。そのため、こちらの様式欄におきましては、高校3年生で18歳になるまでは保護者を記載し、18歳の誕生日を過ぎた時点で親の扶養を継続して受けている場合は生計維持者の名前を記載することになりますので、同じ方がそのまま扶養していれば、記載は変わりません。また、定時制等の生徒で本人が生計維持者の場合、こちらの欄の記載は不要となります。

○大城委員 わかりました。令和8年度から高等学校等就学支援金制度は、所得制限の撤廃と国籍・在留資格の確認が導入されました。一方、授業料等減免申請書（第1号様式）による授業料減免は、就学支援金とは別枠の制度であり、所得要件を確認した上で毎年度当初に希望者が申請する仕組みであります。今後も対象者の状況を丁寧に把握しつつ、学校事務室における窓口対応がスムーズに行われ、この制度の趣旨が十分に生かされるよう期待します。併せて本制度の円滑な運用に向けて、所管課におかれましても、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号 沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

【説明（県立学校教育課長）】

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、資料に基づき説明を行った。

【質疑等】

○大城委員 当該校の総合学科への改正につきまして、2点、確認いたします。1点目は、改正後の履修課程及び学び方についてです。他校では「系列」や「コース」を設定し、系

列ごとに推奨科目を示している例もありますが、当校ではどのような形で履修モデル等を示される予定でしょうか。2点目は、教員体制及び施設整備についてです。総合学科は普通科や専門学科より幅広い選択科目の中から、生徒が自らの適性能力や進路希望に応じて科目を選択できることが特色と理解しています。この特色を生かすための教員の確保や専門性の充実並びに施設設備の整備について、どのようにお考えか、ご教示ください。

○県立学校教育課長 1点目について、総合学科を2つのコース（クリエイティブアーツコース・みらいデザインコース）に分け、さらにそのコースをそれぞれ3つずつの系列に分けて示します。その系列の中に特徴的な科目を設置して、生徒の学びに対応していくというところがございますが、イメージがしやすいように1点だけ例示いたします。地域デザイン系列がございます。その設定科目の中で平和探究学というクラスがございます。そこは、対馬丸記念館や南風原文化センター、平和資料館などの沖縄戦に関する施設等と連携し、平和や戦争について学習を進めてまいります。さらにその施設見学や施設でのボランティア活動などで学んだ内容をしっかりとアウトプット、発信していくということで、例えば小学生向けに紙芝居を作成し、高校生が小学生向けに授業を行うなど、そういった活動がございます。このような特徴的な科目を設定し、地域としっかり繋がっていくというような学科になっています。2番目のご質問の答えにもなると思いますが、このような外部機関にいらっしゃる専門家を様々な形で学校に招聘し、生徒・学校の先生と施設の専門家の協働の形で生徒を育成していく、そういった外部の人材を様々な生かせるような仕組みを作っております。それに伴って教員の資質向上も同時に図られていくものと考えています。

○大城委員 わかりました。当校は、普通科において多様な選択科目を設けており、特に、普通科クリエイティブアーツコースは、県内中学生から高い支持を得ています。また、本県の福祉現場を支えるプロを目指すみらい福祉科、障害の有無にかかわらず共に学ぶ、島尻特別支援学校分教室「ゆい教室」を通じて、これからの福祉共生社会を担う力の基礎を育んでいます。今回の学科改編により、当校の貴重な資産を生かしつつ、新学科への移行を通じて新たな学びのあり方を創出し、地域と県全体の生徒・保護者から一層の関心と支持を得る学校への進化を期待します。そのため、学校長のリーダーシップのもと、時代に即したスクールポリシーを全職員が対話を通じて共有し、学科・教科の横断で地域の生徒や保護者、関係機関に自信を持って説明できる体制の整備と戦略的な広報に取り組んでいただきたいと考えております。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第3号 学校職員の人事について（非公開）

議案第4号 学校職員の人事について（非公開）

議案第5号 学校職員の人事について（非公開）

(7) その他
特になし

(8) 閉会
半嶺教育長が閉会を宣言した。